

令和 4 年度第 3 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 4 年 5 月 1 6 日

担当部・課：産業部水産課〔内線 3 5 1 7〕

① 件 名	
公有水面埋立に関する意見について	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	
<p>【背景】 宮城県慶長使節船ミュージアムにおいて、老朽化した復元船の解体後に制作する 4 分の 1 スケールの後続船を、復元船が係留されていた元の場所に陸上設置することに伴い、ドック及びドック海側の公有水面を埋立てて用地を確保するため、宮城県が埋立免許の出願を行った。</p> <p>【目的】 埋立免許の出願に伴い、公有水面埋立法の規定により宮城県が本市の意見を徴するもの。</p>	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	
<p>【根拠法令】 公有水面埋立法（大正 1 0 年法律 5 7 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>	
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
令和 2 年 3 月	「宮城県慶応施設船ミュージアム改修基本計画」策定
令和 4 年 3 月	宮城県知事から公有水面埋立免許について出願
4 月	宮城県知事から公有水面埋立免許に関する意見聴取の通知
⑤ 主な内容	
埋立に異議がない旨を回答する。	
<p>【埋立概要】</p> <p>埋 立 箇 所 石巻市渡波字大森 3 0 番 2、同 3 1 番、字祝田藤ケ崎 1 番 5 に隣接する公有水面</p> <p>埋立区域の面積 2 8 0 . 9 4 m²</p> <p>埋立地の用途 文化施設用地</p>	
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源処置及び複数年のコスト計算を含む。）	
<p>【影響・効果】 本埋立を行い、ミュージアムの展示内容のリニューアルを行うことで、これまでのような博物館機能としてではなく、様々な体験ができる牡鹿半島の観光の拠点として地域振興に資する施設となることが期待される。</p> <p>【市財政への負担】 無し</p>	
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	
令和 4 年 6 月	市議会第 2 回定例会に「公有水面埋立に関する意見について」を提案
7 月	公有水面埋立免許に関する意見の答申
⑨ その他	